

平成27年度の年金額 (厚生労働発表)

	平成26年度	平成27年度
20歳から59歳まで40年間保険料を納付した時の老齢基礎年金 (国民年金)	64,400 円/月	65,008 円/月 (+608 円/月)
老齢厚生年金 (夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額)	219,066 円/月	221,507 円/月 (+2441 円/月)

平成27年度年金改定率 (0.9%) と年金改定率にかかわる各指標

名目手取り賃金変動率 (2.3%)	物価変動率 (2.7%) + 実質賃金変動率 (△0.2%) + 可処分所得割合変化率 (△0.2%)
マクロ経済調整率 (△0.9%)	公的年金被保険者の変動率 (△0.6%) + 平均余命の伸び率 (△0.3)
平成27年度改定率 (0.9%)	名目手取り賃金変動率 (2.3%) + マクロ経済調整率 (△0.9%) + 特例水準解消 (△0.5%)

昭和29.4.2~昭和30.4.1生まれの男性は、平成27年度に61歳になり
 61歳の誕生日の前日の属する月の翌月から報酬比例部分の年金が受給できます
 昭和29.4.2~昭和30.4.1生まれの方の報酬比例の年金は次のように計算します

{平均標準報酬月額×7.125/1000×平成15年3月までの月数} + {平均標準報酬額×5.481/1000×平成15年4月からの月数}
 (平成15年3月までの年金と平成15年4月からの年金を別々に計算して合計します)

平成15年3月までの年金の計算

- ① 毎月徴収される厚生年金保険料は、保険料額表のランクごとに決定され、決定されたランクの金額を標準報酬月額と言います。
- ② 厚生年金に加入していた期間の各月の標準報酬月額を再評価し、当時の月額を現在の貨幣価値に置きなおします。20歳の時の標準報酬月額は2.380倍に増額され、50歳の時の標準報酬月額は0.951倍に減額されることとなります。

昭和29.4.2~昭和30.4.1生の再評価率表 (抜粋)

年齢	該当年	再評価率
20歳の頃	昭和50年	2.380
30歳の頃	昭和60年	1.364
40歳の頃	平成7年	1.006
50歳の頃	平成17年	0.979
60歳の頃	平成27年	0.951

- ③ 平成15年3月までの再評価された各月の標準報酬月額を合計し、その期間の月数で除した金額を平均標準報酬月額と言います。
- ④ 平均標準報酬月額に生年月日ごとに定められた乗率を掛けます。

報酬比例年金の生年月日ごとの乗率 (抜粋)

生年月日	報酬比例年金の乗率	
	平成15年3月までの乗率	平成15年4月からの乗率
~S2.4.1	9.500/1000	7.308/1000
S10.4.2~S11.4.1	8.351/1000	6.424/1000
S15.4.2~S16.4.1	7.771/1000	5.978/1000
S21.4.2~	7.125/1000	5.481/1000

- ⑤ さらに平成15年3月までの月数を掛け、平成15年3月までの年金を計算します。

平成15年4月からは、賞与からも給与と同じ保険料率の厚生年金保険料が徴収されることになり
 年金額に反映されるようになりました

平成15年4月からの年金の計算

- ① 給与から算出された標準報酬月額に賞与分を加算し、再評価した平均の月額を平均標準報酬額と言います。
- ② 賞与分が加算されたことにより、年収が1.3倍になったと見なして、 $7.125/1.3=5.481$ とされ、平成15年4月からはS21.4.2以後生まれの人の生年月日ごとの乗率が、 $7.125/1000$ から $5.481/1000$ になりました。

- ③ 平均標準報酬額に、生年月日ごとの乗率 $5.481/1000$ を掛けて、さらに平成15年4月から61歳の誕生日の前日が属する月までの月数を掛け、平成15年4月からの年金を計算します。
- ④ 最後に、平成15年3月までの年金と平成15年4月からの年金を合算して年金額を算出します